

1 概要

性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮して、いきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現を目指して、令和3年4月を始期とする「第四次くらしきハーモニープラン（第四次倉敷市男女共同参画基本計画）」により、男女の対等なパートナーシップ形成、ワーク・ライフ・バランス、女性に対する暴力の根絶、女性活躍推進等のこれまでの取組を継承しながら、多様性への理解・尊重がなされる社会の実現等に向けて取り組んでいく。

2 事務分掌

・男女共同参画課

- (1) 男女共同参画に係る総合的な調査、企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の総合調整に関すること。
- (3) 男女共同参画審議会に関すること。
- (4) 男女共同参画推進センターに関すること。
- (5) 男女の人権に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

・男女共同参画推進センター

- (1) 男女共同参画社会の形成に係る学習及び啓発に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成に係る交流の促進及び市民活動の支援に関すること。
- (4) 男女共同参画社会の形成に係る相談に関すること。
- (5) 男女共同参画社会の形成に係る調査及び研究に関すること。
- (6) 男女共同参画社会の形成に係る総合調整に関すること。
- (7) 男女共同参画推進センターの施設使用の管理に関すること。
- (8) ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

3 業務内容

(1) 男女共同参画課

ア くらしきハーモニーフェスタの開催

性別にかかわらず誰もが、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、第四次くらしきハーモニープランに基

づき、講演会、展示等を開催する。

イ 高梁川流域女性活躍推進事業の開催

(ア) 高梁川流域「はたらき方」連携推進事業（はたらきかた発見マルシェ）

高梁川流域圏において女性をはじめとした多様な人材が活躍できるダイバーシティの推進、ワーク・ライフ・バランスの実現した社会を目指し、企業側・働く側を両輪として、個人、事業所を対象としたセミナーを開催し、新しい働き方（テレワーク等）について具体的なスキルや情報の提供を行う。

(イ) 高梁川流域女性の再就職支援講座事業（女性のための就職応援ファーストステップセミナー）

様々な困難・課題を抱える女性を対象として、将来の就労につなげる研修プログラム等を実施する。

ウ 男女共同参画推進地域リーダー育成セミナーの開催

地域支援活動を既に行っている方を対象に、多様な人材が主体的に地域活動に参画できる環境づくりを目的として、男女共同参画の機会や多様性を尊重した地域づくりの実践事例等を内容とした講座を開催する。

エ 男女共同参画推進事業所の認定

市内事業所における男女共同参画を推進するため、ダイバーシティやワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進等に積極的に取り組む事業所を認定する。

オ 情報誌「WITHテリア」の発行

男女共同参画社会の実現を目指すための情報誌として、公募の市民委員とともに編集を行い、年1回、3月に発行する（令和3年度13,000部発行）。

(2) 男女共同参画推進センター（ウィズアップくらしき）

開館時間 9時～17時30分

休館日 月曜日、国民の祝日（月曜日が祝日に当たる場合は、その次の平日）、
年末年始

利用者数 令和3年度 8,431人

（令和2年度 12,854人、令和元年度 18,893人）

ア （新）くらしきハーモニーセミナーの開催

第四次くらしきハーモニープランの計画期間（令和7年度末）を展望しながらセミナーを実施するもので、ハーモニープランの11の重点目標にちなんだテーマに沿ったセミナーを年8回程度開催し、男女共同参画に関する市民意識の向上、醸成を図る。

イ （新）デートDVに関する研修会等への講師派遣

高梁川流域の7市3町にある高等学校等が実施する学生又は保護者を対象に実施するデートDVに関する研修会等へ、講師を派遣する。

ウ 男女共同参画を推進する団体の活動支援

センター登録団体等（32団体）の活動拠点として支援を行うとともに、登録団体の自立支援及び市との協力体制を図るため、団体自ら企画・運営を行う事業委託を実施する（令和3年度6団体へ事業委託）。

エ 相談業務

一般相談のほか、高梁川流域配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者の相談・支援を行う。

（ア） 電話・面接相談 （火～土 9時～17時30分）

（イ） 専門相談

女性の弁護士による法律相談（月2回）

心理カウンセリング（月1回）

DV被害者等が置かれている状況や気持ちを客観的に理解し、精神的負担を軽減することを目的として、臨床心理士による心理相談を実施する。

相談件数

※DVの件数は合計の内数

	30年度			元年度			2年度			3年度			
	電話	面接	法律	電話	面接	法律	電話	面接	法律	電話	面接	法律	心理
件数	1,573	269	106	1,487	265	115	1,511	220	115	1,693	243	112	25
合計	1,948			1,867			1,846			2,073			
DV	746			783			784			866			